

集団健診を受けていない方へ

特定健康診査・後期高齢者健康診査の個別健診を実施します

とき 8月7日(火)～9月12日(水)
 毎週火曜日 午後2時～ 2人まで
 毎週水曜日 午後2時～ 4人まで
 ※予約制で人数に制限があります。

ところ 東陽病院

検査内容 身長・体重・腹囲・血圧測定、尿検査、血液検査、診察

対象 ・集団健診を受けていない40歳以上で国民健康保険に加入している方
 ・集団健診を受けていない75歳以上の方

検査料金 無料

申問 住民課国保年金班 ☎84-1214

町立学校の適正化に関する住民説明会

町立学校適正配置等検討委員会からの答申を受け、町では「横芝光町立小中学校の学校規模・適正配置等基本方針」を策定しました。

この基本方針に関する住民説明会を、左記のとおり開催します。

とき・ところ

8月11日(土)	午後3時～	大総小学校体育館
8月12日(日)	午後3時～	南条小学校体育館
8月18日(土)	午後3時～	横芝小学校体育館
8月19日(日)	午後3時～	東陽小学校体育館

対象 会場の小学校区以外の方でも、どなたでも参加できます。

問 教育課総務班 ☎(84)4116

提出を忘れずに
特別児童扶養手当の所得状況届

現在、特別児童扶養手当を受給している方は、所得状況届を提出してください。所得状況届を提出しないと、手当を受けられなくなることがあります。

提出期間 8月10日(金)～9月11日(火)

○特別児童扶養手当

家庭で介護されている心身に障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に役立つよう、児童を養育する方へ支給される手当です。

○受給資格者

身体や精神に国が定める認定基準に該当する程度の障害のある児童(20歳未満)を養育している方
 ※次の場合は、手当が支給されません。

- ・日本国内に住所がないとき
- ・障害を事由とする年金を受給しているとき
- ・一定額以上の所得があるとき
- ・施設等に入所しているとき 等

○特別児童扶養手当支給額(児童1人当たり)

特別児童扶養手当等級	月額支給額 (平成30年4月～)
1級(重度障害児)	51,700円
2級(中度障害児)	34,430円

提問 福祉課障害福祉班 ☎84-1257

後期高齢者医療限度額適用認定証の交付

8月から、後期高齢者医療被保険者証の負担割合が3割で課税所得が一定基準以下の方は、申請により「限度額適用認定証」が発行できます。

この認定証を医療機関に提示することで、窓口負担の上限が抑えられます。

※住民税課税所得が145万円～689万円の後期高齢者医療被保険者で、新たに認定証の交付を希望する方は、住民課国保年金班へ申請してください。

※認定証は申請月の初日から有効です。

◎手続に必要なもの

- ・後期高齢者被保険者証(3割負担)
- ・印かん

※従来の低所得者向けの「限度額適用・標準負担額減額認定証」も交付しています。詳しくは、広報7月号4ページをご覧ください。

問 住民課国保年金班 ☎(84)1214

「よいびー」が
ゆるキャラグランプリ
2018のチャンピオン!!

みんな応援してね♪

8月1日(水)から
11月9日(金)まで
1日1回
投票できます。



▲QRコード

ゆるキャラグランプリ
ホームページ <http://www.yurugp.jp/>